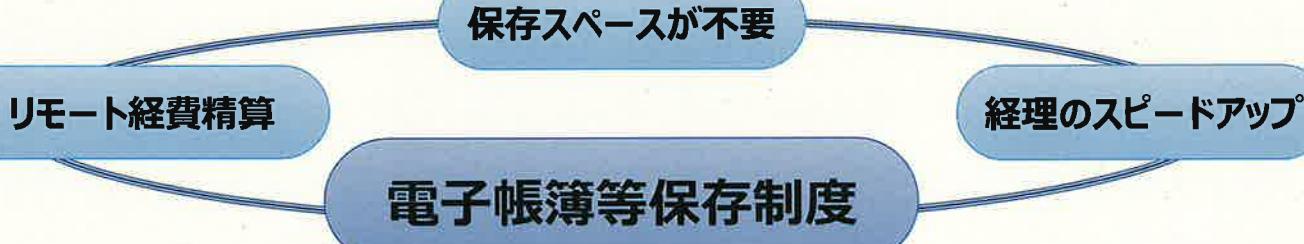


# デジタル化で経理事務をもっとスマートに！

## 経理のデジタル化

電子帳簿等保存制度を利用して次のような方法で経理のデジタル化が可能です。

- 会計ソフトで作った帳簿や書類をデータのまま保存
- 領収書やレシートなどをスマホで撮影して経理処理・保存



電子帳簿等保存

スキヤナ保存

電子取引データ保存

3つの制度

会計ソフトを使って作成した帳簿をデータで保存しておく方法や、領収書をスマホで撮影して保存しておく方法などを定めた法律に基づく制度です。

電子取引データの保存方法をご確認ください

準備が必要です！

- ◆ 令和6年1月1日から行う電子取引については、保存要件に従った電子データの保存が必要ですので、そのために必要な準備をお願いします。
- ◆ 令和5年12月31日までは、保存すべきデータをプリントアウトして保存し、税務調査等の際に提示・提出できるようにしていれば差し支えありません。

詳しくはこちら ⇒

国税庁 電子帳簿保存法

検索

